

新監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 28 年 3 月 25 日

新潟市監査委員	貝 瀬	壽 夫
同	宮 本	裕 将
同	水 澤	仁
同	小 泉	仲 之

監 査 結 果 の 報 告

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 2 監査の対象

建築部，総務部，東区役所，消防局

第 3 監査の範囲

平成 27 年 4 月～平成 27 年 11 月末までの財務等に関する事務

第 4 監査の実施時期

平成 27 年 12 月 14 日～平成 28 年 3 月 25 日

第 5 監査の方法

財務に関する事務が，法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし，事務事業の経済性，効率性，有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては，関係書類等を調査するとともに，関係職員から説明を聴取した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

2 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

3 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

4 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 その他

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

第6 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されており、本監査において、指摘事項となる事案はみられなかった。

1 軽微な事務処理誤り等

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 41 件）については、関係所属長に通知し、改善又は検討を求めた。主な事務処理誤り等の類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

(1) 収入事務に関する事（計 5 件）

- ・ 収納金の払込み遅延

(2) 現金取扱事務に関する事（計 2 件）

- ・ 金庫の不適切な施錠管理

(3) 支出事務に関する事（計 8 件）

- ・ 時間外勤務手当の支給誤り

(4) 契約事務に関する事（計 13 件）

- ・ 経費執行伺書の決裁を得ないまま契約締結していたもの
- ・ 一者随意契約審査委員会未審査のままの契約締結
- ・ 一般競争入札における入札公告の未実施

(5) 指定管理に関する事 (計4件)

- ・再委託承認申請書の未提出

(6) 財産管理事務に関する事 (計8件)

- ・行政財産使用許可及び使用料の免除における専決区分誤り

(7) その他 (計1件)

- ・公印審査の未実施

第7 意見

市営住宅集会所の管理運営について

(建築部住環境政策課)

本市では、これまで慣例により市営住宅の入居者で組織する自治会等が市営住宅集会所(以下「集会所」という。)の管理運営を行ってきたが、桃山町第1住宅集会所及び曾野木住宅集会所において、全国チェーンの大手学習塾の教室として週2回ずつ使用されていることが判明した。

集会所は入居者及び周辺住民の福祉向上を目的に設置されているが、従来、営利性のある活動などでの使用は想定されておらず、市がこのような実態を把握し、指導・是正できる仕組みにはなっていなかった。また、他の政令市の中には、集会所に関する管理規程や要綱等が制定されている市もあるが、本市ではそれらは整備されていない状況である。

施設の有効活用などの観点からは、本来の目的を妨げない範囲において、入居者等以外の者に集会所の使用を認めることで施設維持費の獲得など一定の効果も見込まれることから、住環境政策課が主体となり集会所使用の実態把握に努めるとともに、民間事業者等の使用を認める際の基準や必要な手続きをはじめ集会所に関する規程等を整備した上で、適正で効果的な集会所の管理運営に努められたい。

【有効性】

第8 推奨事例

東区では、これまで増加を続けてきた生活保護世帯数・世帯員数が、平成 28 年 1 月末現在において前年度末と比較して減少に転じている。経済状況の変化が主たる要因と思われるが、次の 2 事業もそれに一定の役割を果たしていると評価される。

まず、国・県・市が連携して就労支援と生活支援をワンストップで行うために、平成 24 年度に東区役所内に開設された「ワークポート新潟」は、利用者の利便性の向上及び行政の効率的な運営に寄与し、生活保護世帯数等の増加抑制の一因となっていることから推奨されるものである。今後は、他の区においても地域の実情に応じて同様の取組みを検討されることが望まれる。

また、東区役所保護課が本市で初めて実施した低所得者世帯の中学生を対象とした「中学生勉強会」について、参加した中学 3 年生の高校進学率が事業を開始した平成 22 年度から 5 年間継続して 100%となっている。この「貧困の連鎖」を断ち切るための取組みが他の区にも広まっていることは評価されるものである。今後は、高校進学だけではなく卒業までつなげられるよう、さらなる取組みが望まれる。